○大分市功労者表彰規程

令和６年１０月８日
告示第５６９号

（趣旨）

第１条　この規程は、本市の発展に寄与し功績顕著と認められるもの及びその行為が他の模範と認められるものの表彰について必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第２条　表彰の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

（１）　市政の進展又は自治の振興に貢献し、その功績が顕著と認められる個人

（２）　教育、学術、芸術、スポーツその他文化の振興に貢献し、その功績が顕著と認められる個人

（３）　地域防災力又は生活安全の向上に貢献し、その功績が顕著と認められる個人

（４）　産業の振興に貢献し、その功績が顕著と認められる個人

（５）　社会福祉の増進又は保健衛生の向上に貢献し、その功績が顕著と認められる個人

（６）　都市基盤の整備に貢献し、その功績が顕著と認められる個人

（７）　環境保全の推進に貢献し、その功績が顕著と認められる個人

（８）　永年にわたり地域社会のため奉仕活動を行い他の模範と認められる個人又は団体

（９）　公益のため私財を寄附し、その功績が顕著と認められる個人又は団体

（１０）　災害の未然防止及び適切な行為によりその被害を最少限にとどめた個人又は団体

（１１）　その他市長が特に表彰する必要があると認める個人又は団体

（表彰候補者の推薦依頼）

第３条　市長は、次の個人及び団体に表彰候補者の推薦を依頼することができる。

（１）　個人　市議会議員、社会教育委員、自治委員、民生委員、学識経験者その他適当と認められる個人

（２）　団体　市内の官公署、学校、社会教育団体、報道関係団体、社会事業団体、その他適当と認められる団体

（表彰候補者の推薦）

第４条　表彰候補者を推薦しようとするものは、大分市功労者表彰推薦書（団体・個人）により市長へ推薦するものとする。

（表彰者の決定）

第５条　市長は、前条の規定により推薦されたもののうちから大分市表彰審議会の意見を聞いて表彰者を決定する。

（表彰の方法）

第６条　表彰は、表彰状を授与し、及び記念品を贈呈することにより行うものとする。

（表彰式の期日）

第７条　表彰式は、原則として毎年１１月３日文化の日に行うものとする。

（委任）

第８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（平５告示４１・一部改正）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公示の日から施行する。
（大分市文化の日表彰規定の廃止）
2　大分市文化の日表彰規程(昭和４０年大分市告示第４７号)は、廃止する。
（表彰式の期日の特例）
3　第７条の規定にかかわらず、令和２年大分市顕彰の日表彰の表彰式は、市長が別に定める日に行うものとする。

附　則(平成５年告示第４１号)
この告示は、公示の日から施行する。
附　則
この告示は、公示の日から施行する。
附　則
この告示は、公示の日から施行する。
附　則
　この告示は、公示の日から施行する。
附　則
　この告示は、公示の日から施行する。